

佐世保市防犯灯維持費（電灯料）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、佐世保市内において防犯の目的で設置された防犯灯の維持費（電灯料）に対し、市長が補助金を交付することについて、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号 以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱で防犯灯とは、市内において防犯のために設置された街灯で、その維持管理を町の自治組織（自治会、公民館、町内会等をいう。以下同じ。）が行い、かつ九州電力㈱から公衆街路灯として電灯料金の割引を適用されている街灯をいう。

（補助の対象）

第3条 市長は、防犯灯の維持管理者（自治会長、公民館長、町内会長及びこれに類するものをいう。以下同じ。）が前年度に負担した電灯料に対し、一律定額10Wの電灯料単価で補助することとし、予算の範囲内で算定した額を補助する。

（補助金の交付申請）

第4条 防犯灯の維持管理者で補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに防犯灯維持費（電灯料）補助金交付申請書（様式1）により、市長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、審査のうえ補助金交付の必要があると認めるときは、補助金交付額を決定のうえ、申請者に対し、防犯灯維持費（電灯料）補助金交付決定通知書（様式2）を発するものとする。

（目的達成の義務）

第6条 補助金の交付を受けた維持管理者は、防犯灯の点灯、防犯効果に留意し、その機能保持のため、常に実態把握につとめなければならない。

(防犯灯台帳)

第7条 市長は、防犯灯台帳（様式3）を備え付け、自治組織が所有する防犯灯について、その実態を把握しなければならない。

(関係証ひょう等の提示)

第8条 市長は、補助金交付のため必要があるときは、申請者に対し、金銭出納簿、領収書等関係書類の提示を求めることができる。

(補助金交付の取消等)

第9条 市長は、補助金の交付決定または補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当する場合は補助金の交付決定を取消し、補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

- 1 補助金を受けることについて不正な行為があったとき。
- 2 補助金を受けることが不相当と認められる事実があったとき。

(手続の省略)

第10条 規則第19条の規定により、実績報告書並びに補助金の額の確定及び通知の手続については、省略するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 昭和41年4月1日施行の佐世保市防犯灯維持費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第3条の規定は、各自治組織において平成31年度から負担した防犯灯維持費（電灯料）について適用し、平成30年度に負担した防犯灯維持費（電灯料）については、なお従前の例による。

3 この要綱による改正後の第4条の規定は、各自治組織において平成31年度から負担した防犯灯維持費（電灯料）について適用し、平成30年度に負担した防犯灯維持費（電灯料）については、なお従前の例による。

誓約事項

- ① 私は、「佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。
- ② 私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員と以下の関係を有する者ではありません。
 - (1) 正当な理由がなく暴力団の活動又は暴力団の活動を助長する活動に参加し、関与し、又は協力した者
 - (2) 暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号口に規定する役員をいう。）となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている事業者
 - (3) 自己若しくは特定の者の利益を図る目的又は特定の者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力を利用した者
 - (4) 法令上の義務としてする場合、情を知らないでする場合その他の正当な理由がある場合を除き、暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益を供与した者
 - (5) 暴力団と友人又は知人として会食、遊戯、旅行、スポーツその他の行為を共にする等社会的に非難される関係を有し、又は有していた者
 - (6) その他暴力団関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があった者、若しくは警察等捜査機関が確認した者

様式2（第5条関係）

佐世保市指令 第 号

団体名

住 所

代表者

防犯灯維持費（電灯料）補助金交付決定通知書

先に申請がありました、 年度防犯灯維持費（電灯料）補助金につきましては、佐世保市防犯灯維持費（電灯料）補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

佐世保市長

印

1. 補助金交付決定額 金 円

